

おきらく座 会 則

（名 称）

第1条 この会は、福岡市青少年友好の翼OB有志及び一般有志による文化集団「おきらく座」（以下「本会」という。）と称す。

（目 的）

第2条 本会は、本会の活動を通じて、会員が楽しむことを第一の目的とする。

2 本会は、日舞、落語、演劇、音楽、歌などの文化活動を公共施設や老人ホーム等で行い、会員の親睦と広く人々との交流をはかり、県内、国内、海外での公演により文化交流を目指すものとする。

（事 業）

第3条 本会は、第2条の目的をはかるため、次の事業を行うものとする。

- （1）公共施設及び老人ホーム等での公演及び練習
- （2）公演に関する研修会
- （3）本会の運営のための会議
- （4）資料の作成及び配布
- （5）上記に付随すること

（会 員）

第4条 本会は、文化活動を通じて広く人々との交流をはかることに関心があり、会の趣旨に賛同する以下の者で組織する。

- （1）正会員
- （2）賛助会員

（入会及び退会）

第5条 本会の会員の入会、退会は自由意志によるものとする。

2 入会、休会及び退会する者は、座長に申し出るものとする。

（運営経費及び会費等）

第6条 本会は、正会員の会費、賛助会員の賛助金及びその他の収入を経費として運営する。

- （1）正会員の会費
- （7）年会費 3,600 円（学生 1,800 円）

※休会の者は免除とする

- （4）年度途中入会の者 300 円/月（学生 150 円/月）

- （9）年会費は年次総会の時に徴収する

(2) 賛助会員の賛助金 任意

(会計年度)

第7条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(役員、専門部及びその職務)

第8条 本会に次の役員を置き、その職務は以下のとおりとする。

- (1) 座長 (1名) 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副座長 (2名) 座長を補佐し、座長に事故ある場合は職務を代行する。
- (3) 会計 (2名) 本会の会計の掌握、研修旅行等の管理。
- (4) 監査 (1名) 本会の会計を監査する。

2 本会に次の専門部を置き、その職務は以下のとおりとする。

- (1) 通信部 議事録、名簿等の作成、発信。
- (2) 文芸部 台本の作成。
- (3) 総務部 公演日程、場所、時間の調整及び食事(弁当、飲み物)の調達、練習場所の確保活動の記録。
- (4) 広報部 公演ポスター、チラシの作成、活動内容の発信。
- (5) 道具部 公演に必要な大道具、小道具の作成、調達及び管理。
- (6) 衣装・メイク部 公演に必要な衣装の作成、化粧道具などの調達及び管理、メイク指導。
- (7) 音響・撮影部 公演に必要な音響の調達、公演時の音響の管理、本会の活動に必要な音響・撮影。

(役員及び専門部員の選出)

第9条 本会の役員及び専門部員の選出は、組織会員の互選とする。

- (1) 役員及び専門部員の重複は妨げない。

(役員及び専門部員の任務)

第10条 本会の役員及び専門部員の任期は原則として2年とする。ただし、役員及び専門部員は再任を妨げない。

(総会)

第11条 本会を運営するために、総会を開催するものとする。

- (1) 年次総会を毎年5月に開催する。
- (2) 緊急かつやむを得ない場合に限り、臨時総会を開催することができる。
- (3) 総会では次の議題を審議するものとする。

(7) 事業計画、予算、決算に関すること

(イ) 会則の制定、改廃に関すること

(ウ) 役員及び専門部員の選出に関すること

(エ) 公演の企画、内容等に関すること

(オ) その他、本会の目的達成に必要なこと

(4) 年次総会及び臨時総会は、正会員の3分の2以上の出席を必要とし、前号(7)(イ)の課題については、出席者の2分の1以上の賛成をもって可決するものとする。総会への出席は委任状をもってこれに代えることができる。

(5) 座長が総会を召集し、会議の議長を務める。

(定例会)

第12条 本会を運営するために、総会のほかに定例会、練習日時を設けるものとする。

(1) 定例会は、原則として毎月第3月曜日に開催するものとし、本会の運営に関する諸事項について検討するものとする。

(2) 定例会のほかに、随時、練習日等を設けるものとする。定例会の日を練習日とすることもできる。

(3) 座長が定例会を召集し、会議の議長を務める。

(所在地)

第13条 本会の事務局は、福岡市中央区清川3丁目2番13号に置く。

(連絡方法)

第14条 本会の運営に関して必要な事項は、連絡網を作成し、会員（休会中の会員も含む）に連絡するものとする。

(1) 公演日は、遅くとも3ヶ月以上前に決定し、練習日等を会員全員に連絡する。

(2) 正会員は、公演に参加できないときは1ヶ月前までに座長へ届け出るものとする。

附 則

この会則は、2000年4月1日より実施する。

2023年9月11日改正

2024年5月20日改正